

「平成21年度第3期 行政評価等計画」 ＜ポイント＞

- 1 児童虐待の防止等に関する政策評価（総合性確保評価）
- 2 食品流通対策に関する行政評価・監視
－流通コスト縮減の取組を中心として－
- 3 職員研修施設に関する調査（概況調査）

総務省行政評価局は、「行政評価等プログラム」を策定し、これに基づき、政策評価及び行政評価・監視を重点的かつ計画的に実施しています。

政策評価及び行政評価・監視については、1年を第1期から第3期までの3期に分けて期ごとに調査に着手することとしており、今回は、平成21年度第3期（平成21年12月から）の計画について公表します。

1 児童虐待の防止等に関する政策評価(総合性確保評価)

調査の背景

○ 児童虐待の防止等に関する法律や児童福祉法等に基づき、関係府省は、児童虐待の予防、早期発見・早期対応、保護・支援に向けた取り組みを実施

○ 平成20年度の児童相談所における児童虐待相談対応件数は4万2,664件(平成11年度の約3.7倍)、虐待による死亡事例も後を絶たず

○ 児童虐待の防止等に関する政策について、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価を実施

主要調査項目と調査の視点

1 児童虐待の防止等に関する政策の現況

児童虐待の防止等に関する各種施策・事業の実施状況を把握・分析

2 児童虐待の防止等に関する政策の効果の発現状況

各種施策・事業の実施により、児童虐待の防止等の効果が発現しているか等を分析

主要調査対象

調査対象機関

内閣府、国家公安委員会・警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省

関連調査等対象機関

都道府県、市町村、関係団体等

2 食品流通対策に関する行政評価・監視 – 流通コスト縮減の取組を中心として –

調査の背景

- 我が国の食料自給率（供給熱量ベースで約4割）を高めるために、国産農林水産物の競争力の強化を図ることが急務であり、流通段階を含む食料供給コストの縮減を図ることが重要



- 農林水産省は、
- 食品の流通コスト縮減を図るため、「食料供給コスト縮減アクションプラン」により、食料供給コストを5年で2割削減するための施策を実施
 - 平成22年度以降、卸売市場法に基づく「卸売市場整備基本方針」等の見直しを予定



- 食品の流通コスト縮減を推進する観点から、関係機関による卸売市場の再編合理化、多様な流通経路の形成及び物流の効率化等の実施状況を調査

主要調査項目と調査の視点

1 卸売市場改革の実施状況

卸売市場の再編・施設整備の実施状況等を調査

2 多様な流通経路の形成状況

生産者と食品産業との連携、地産地消に係る事業の実施状況等を調査

3 その他

集出荷施設の統廃合の状況、物流の効率化の取組状況等を調査

主要調査対象

調査対象機関

農林水産省、経済産業省、国土交通省

関連調査等対象機関

都道府県、市町村、関係団体等

3 職員研修施設に関する調査(概況調査)

調査の背景

- 国の行政組織においては、減量・効率化の観点から、定員の合理化などの対策を講ずることが求められている。
- 各府省の研修施設については、参議院決算委員会の平成15年度決算審査措置要求決議(平成17年6月7日)において、「行政改革の観点から、すべての研修施設を総点検すべき」、「国家公務員の研修の在り方についても、抜本的に見直すべき」などとされている。

- 各府省が設置している職員等の研修を担う施設は、国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第8条の2に基づく施設等機関としての文教研修施設のほか、本省内部部局、地方支分部局等に置かれている研修所等があり、その目的、設置形態、研修内容等は多種多様

- この調査は、多種多様な各府省の研修施設の概況、研修の実施状況等を明らかにするとともに、民間企業、地方公共団体等における研修業務等の実施状況を把握し、研修施設の在るべき姿の検討とその見直しに資するために実施

主要調査項目と調査の視点

1 研修施設の概況

各府省が設置している研修施設の概況等を調査

2 研修の実施状況等

各府省の研修施設で実施している研修の実績等を調査

3 民間企業、地方公共団体等における研修業務等の実施状況

各府省の研修施設との比較のため、民間企業、地方公共団体等における研修業務等の取組状況等を調査

主要調査対象

調査対象機関

全府省

関連調査等対象機関

民間企業

地方公共団体

独立行政法人

本件連絡先

計画名	連絡先
1 児童虐待の防止等に関する政策評価 (総合性確保評価)	内閣、総務、厚生労働、防衛担当評価監視官[杉浦] (すぎうら) 電話(直通) : 03-5253-5453 FAX : 03-5253-5457
2 食品流通対策に関する行政評価・監視 — 流通コスト縮減の取組を中心として —	農林水産・環境担当評価監視官[椿](つばき) 電話(直通) : 03-5253-5437 FAX : 03-5253-5443
3 職員研修施設に関する調査(概況調査)	規制改革等担当評価監視官[千葉](ちば) 電話(直通) : 03-5253-5442 FAX : 03-5253-5436

- ・ インターネットでのお問い合わせについては、以下の総務省HPで受け付けております。
<https://www.soumu.go.jp/hyouka/i-hyouka-form.html>

平成 21 年度第 3 期 行政評価等計画

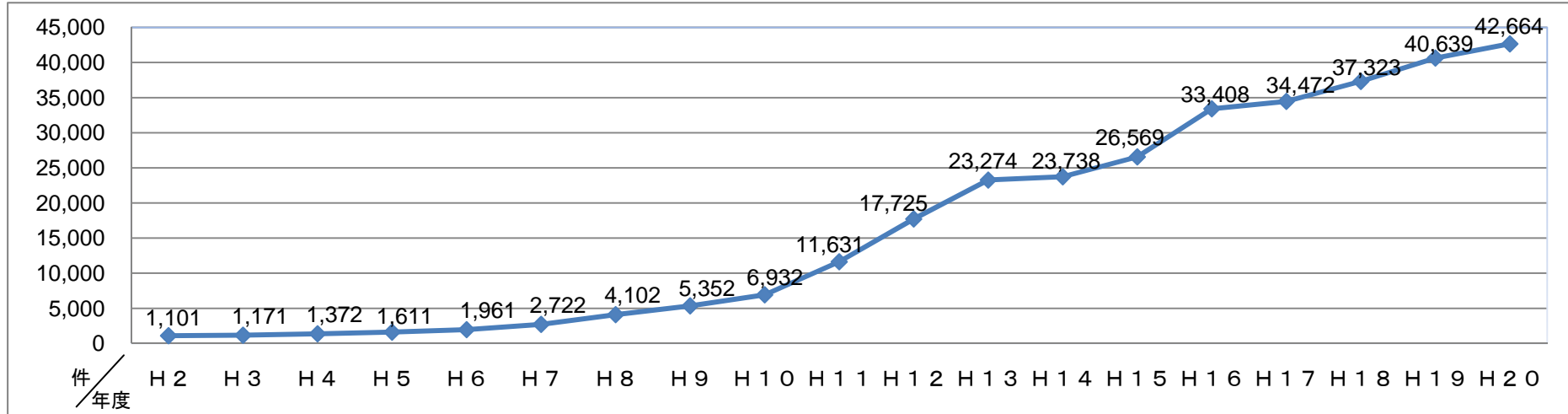
(参 考 資 料)

(頁)

- 1 児童虐待の防止等に関する政策評価（総合性確保評価）・・・ 1
- 2 食品流通対策に関する行政評価・監視—流通コスト縮減の
取組を中心として—・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 3 職員研修施設に関する調査（概況調査）・・・・・・・・・・・・ 5

児童虐待相談の対応件数及び児童虐待の死亡事件の状況

○ 全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は、児童虐待防止法施行前の平成 11 年度に比べ、平成 20 年度においては 3.7 倍に増加。

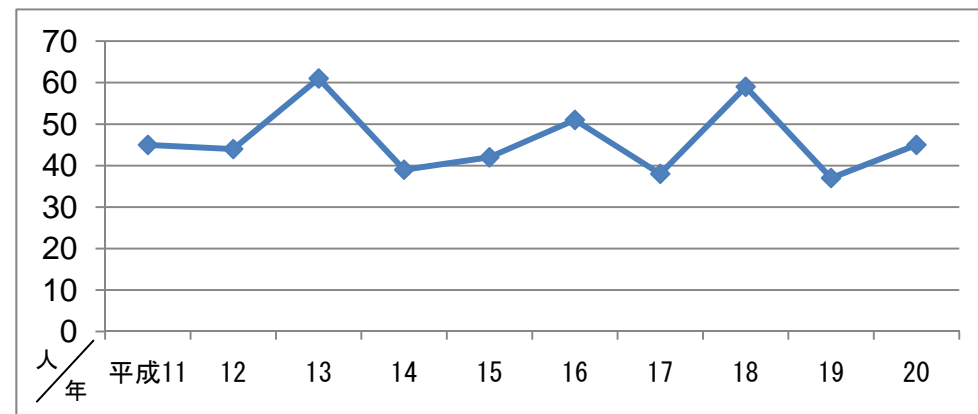


資料：厚生労働省

○ 児童虐待による死亡事件の被害児童数は、年間 50 人程度で推移。

年	区分	検挙件数 (件)	被害児童数 (人)
平成 11		43	45
12		44	44
13		60	61
14		38	39
15		41	42
16		49	51
17		37	38
18		53	59
19		35	37
20		44	45

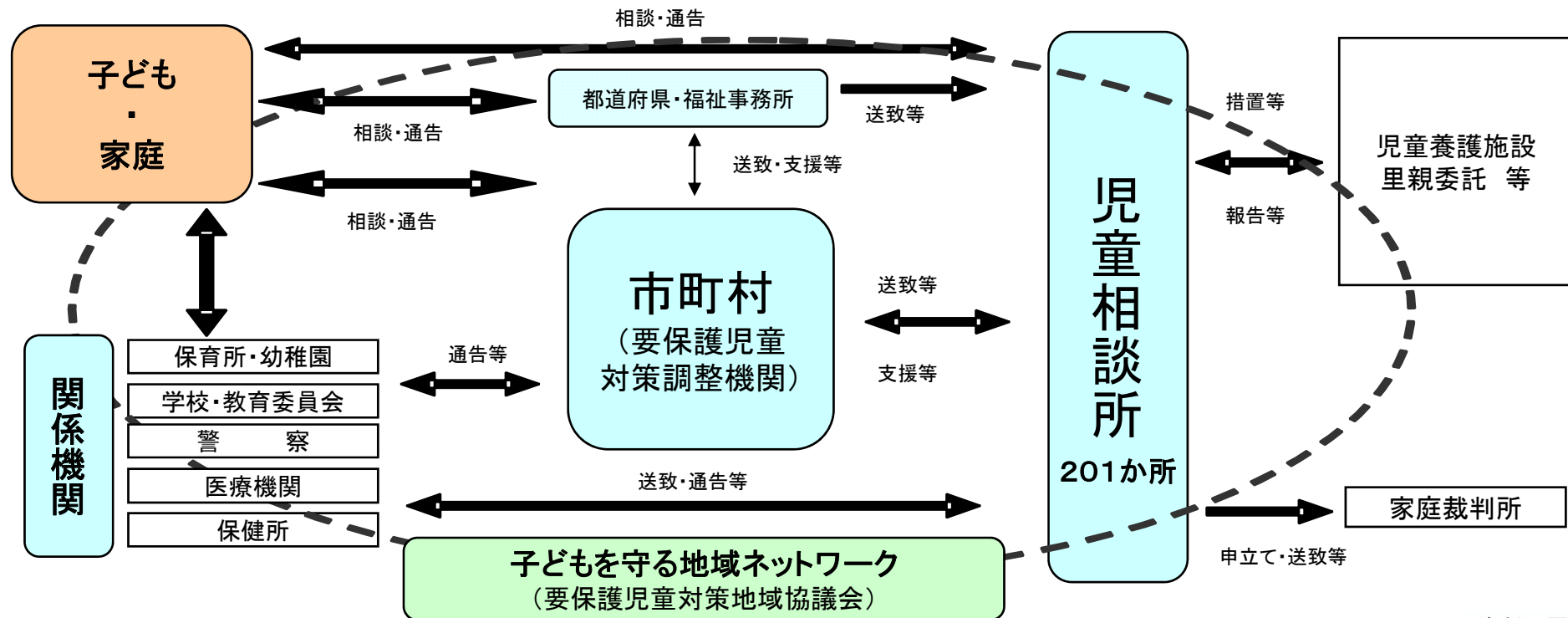
児童虐待による死亡事件の被害児童数



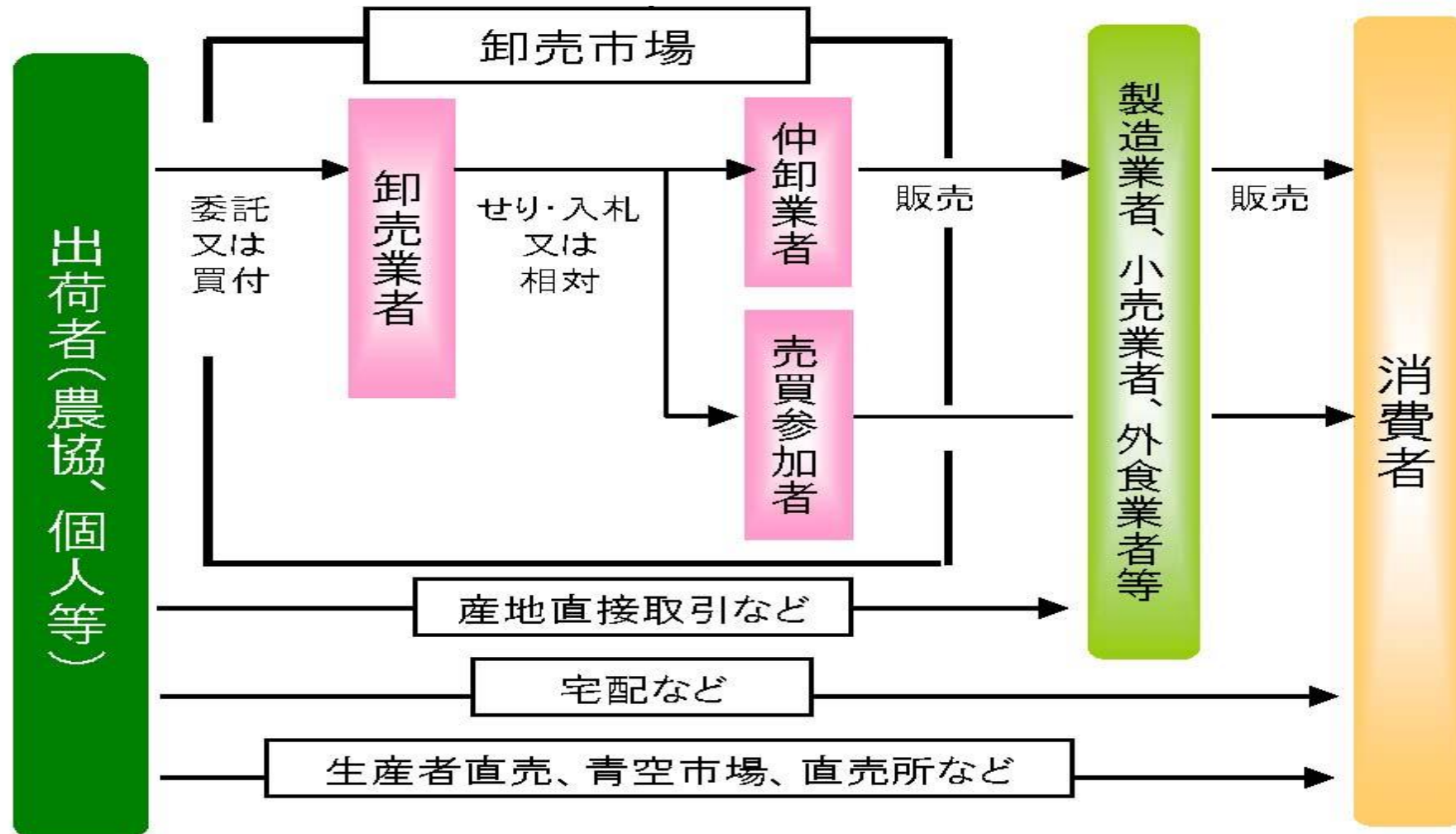
資料：警察庁

地域における児童虐待防止のシステム

- 従来の児童虐待防止対策は、児童相談所のみで対応する仕組みであったが、平成16年の児童虐待防止法等の改正により、「市町村」も虐待の通告先となり、「市町村」と「児童相談所」が二層構造で対応する仕組みとなっている
- 市町村虐待相談対応件数 平成17年度 40,222件 → 平成19年度 51,618件
- 各市町村単位で、子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の設置が進んでいる(平成20年4月1日現在、94.1%の市町村で設置(任意設置の虐待防止ネットワークを含む。))。
- 平成20年の児童福祉法改正法により、21年4月より、協議会の支援対象について、これまでの要保護児童に加え、乳児家庭全戸訪問事業等で把握した養育支援を必要とする児童や出産前から支援を行うことが特に必要である妊婦も追加された。



1 生鮮食料品の主要な流通経路



※ 農林水産省の資料による。

2 卸売市場の現状

(1) 卸売市場の数、市場関係業者数

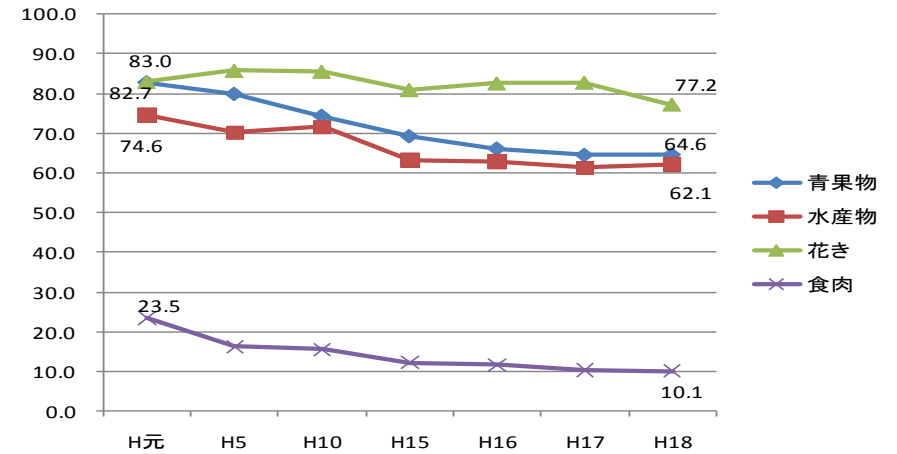
	市場数	卸売業者数	仲卸業者数	売買参加者数
中央卸売市場数	79 (50都市)	224	4,600	39,046
うち 青果	64 (49都市)	90	1,763	18,234
水産物	49 (43都市)	85	2,625	7,143
食肉	10 (10都市)	10	82	1,824
花き	23 (19都市)	29	106	11,309
その他	7 (5都市)	10	24	536
地方卸売市場数	1,237 (うち公設155)	1,454	2,361	145,210

※ 農林水産省の資料による。

注1 (中央) 市場数、卸売業者数：20年度末、他の業者数：19年度末
(地方) 市場数、業者数：19年度当初

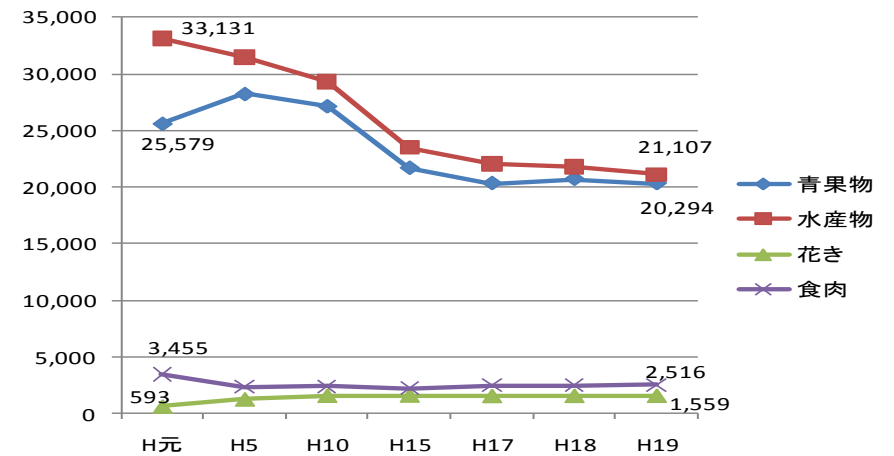
2 中央卸売市場の総合市場は52、青果物単独市場は12、水産物単独市場は5。

(2) 卸売市場の市場経由率の推移 (重量ベース、推計、単位：%)



※ 農林水産省の資料による。

(3) 中央卸売市場の取扱金額の推移 (単位：億円)



※ 農林水産省の資料による。

平成 15 年度決算審査措置要求決議（抄）

（平成 17 年 6 月 7 日参議院決算委員会）

内閣及び会計検査院は、本決議を踏まえ、適切な措置を講じ、その結果を参議院決算委員会に報告すべきである。

（略）

10 公務員の研修施設の在り方について

主に国家公務員を対象とした研修に関し、国家行政組織法第 8 条の 2 において、国の行政機関には、法律又は政令の定めるところにより、施設等機関として文教研修施設（これらに類する機関及び施設を含む。）を置くことができる旨定められている。

国立学校を除く文教研修施設については、中央省庁等改革基本法において「国の行政機関としての必要性を見直し、その結果に基づき、民間事業への転換をはじめ、民間若しくは地方公共団体への移譲若しくは廃止又は府省の編成に併せた統合を推進するほか、行政機関の職員のみを対象とする研修施設以外のものの独立行政法人への移行等により、その運営の効率化を図るものとする」とされた。これを受け、水産大学校等の機関はすべて独立行政法人となったが、民営化、統廃合は全く行われていないのが実情である。なお、平成 16 年 12 月の行政改革推進本部決定において、海技大学校・航海訓練所・海員学校の 3 機関につき、海技大学校と海員学校を統合するなどされている。

公務員の研修施設においては、そのほとんどが附帯して宿泊施設やグラウンド、テニスコート、体育館、図書館等の施設を有しており、類似の目的を有するのに大学校と学校の 2 機関に分かれていたり、研修に携わる職員が少数であるのに対し複数の指定職を置いたり、さらに国家公務員以外の地方公務員や民間人が主な研修対象者となっている施設が存在したり、その運営に不透明な点が多い。また、これらの国家行政組織法上の施設等機関としての文教研修施設以外に、本省の内部部局や地方支分部局において職員の研修を行うための独自の研修機関を設置し、文教研修施設と同様に、宿泊施設やグラウンド、テニスコート、体育館、図書館等の施設を有しているものもある。

政府は、国の行政組織等の減量・効率化を推進するに当たり、研修施設の職員数の削減、組織の統廃合・民営化、国有財産としての施設の縮小など、行政改革の観点から、すべての研修施設を総点検すべきである。さらに国家公務員の研修の在り方についても、抜本的に見直すべきである。

平成15年度決算審査措置要求決議について講じた措置（抄）
（平成18年1月25日参議院決算委員会報告資料）

10 公務員の研修施設の在り方について

国家公務員の研修施設については、小さくて効率的な政府を実現するとの方針の下、職員数の削減、支所の廃止等、所要の取組を行ってきているところである。

国家公務員の研修の在り方の見直しについては、人事院から、平成17年に各研修機関の長等を集めた会議等において、研修の効率化等についての取組を求めたところである。

今後とも、公務員の研修施設の定員の合理化や組織の統廃合など組織・業務等の減量・効率化を推進するとともに、その研修の在り方についても所要の見直しを行ってまいり所存である。

なお、国有財産としての研修施設の縮小については、必要性が失われたとされたものは、処分等を行うこととしている。